

芽室町監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 一般基準（第4条－第8条）
- 第3章 実施基準（第9条－第15条）
- 第4章 報告基準（第16条－第20条）
- 第5章 補則（第21条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 芽室町監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第5条第1項第1号から第9号までの監査（以下「監査」という。）、同項第10号の検査（以下「検査」という。）及び同項第11号から第14号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等（結果の報告、報告に添える意見及び報告に係る勧告をいう。以下同じ。）に関して、監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

（監査委員の責務）

第2条 監査委員は、自治法の規定に基づき設置された独任制の執行機関として、公正で効率的な行財政運営を確保するため、住民の負託を受けてその職務を遂行するものとする。

（規範性）

第3条 監査委員は、本基準に従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。

第2章 一般基準

（監査等及びその他の行為の目的）

第4条 監査委員が行うこととされている監査等及びその他の行為は、本町の事務の管理及び執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効

果的に実施され、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

- 2 監査委員は、本基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、町長及び関係のある委員会に提出する。

(監査等の種類及びそれぞれの目的)

第5条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 財務監査（自治法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査（自治法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 住民の直接請求に基づく監査（自治法第75条） 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (4) 議会の請求に基づく監査（自治法第98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (5) 町長の要求に基づく監査（自治法第199条第6項） 町長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (6) 財政援助団体等に対する監査（自治法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査すること。

- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（自治法第 235 条の 2 第 2 項又は公企法第 27 条の 2 第 1 項） 監査委員が必要と認めるとき、又は町長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているかを監査すること。
 - (8) 住民監査請求に基づく監査（自治法第 242 条） 住民が、町の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為若しくは財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること。
 - (9) 町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（自治法第 243 条の 2 の 2 第 3 項又は公企法第 34 条） 町長の要求に基づき職員が町に損害を与えた事実があるか監査すること。
 - (10) 例月出納検査（自治法第 235 条の 2 第 1 項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
 - (11) 決算審査（自治法第 233 条第 2 項又は公企法第 30 条第 2 項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
 - (12) 基金の運用状況審査（自治法第 241 条第 5 項） 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
 - (13) 健全化判断比率審査（健全化法第 3 条第 1 項） 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
 - (14) 資金不足比率審査（健全化法第 22 条第 1 項） 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。
- 2 前項第 1 号に規定する財務監査は、定期監査（自治法第 199 条第 4 項）又は随時監査（自治法第 199 条第 5 項）として実施する。
 - 3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み実施するものとする。
 - 4 第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び第 8 号の監査は、個別の請求又は要求に基づいて行うものとする。
(倫理規範)

第6条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

(専門性)

第7条 監査委員は、住民の視点に立ちつつ、本町の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さんに努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員（以下「事務局職員」という。）に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、本町の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

第8条 監査委員は、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、事務局職員に対して、適切に指導及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第3章 実施基準

(監査計画)

第9条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第10条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容

及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第 1 1 条 前条のリスクの内容及びリスクが生じる可能性とその影響の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施手続）

第 1 2 条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案し、最も合理的かつ効果的となる監査等の手続を選択し、実施するものとする。

（監査等の証拠入手）

第 1 3 条 監査委員は、監査等の結果及び意見を決定するに足る合理的な基礎を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第 1 4 条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員との連携）

第 1 5 条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員との連携を図るものとする。

第 4 章 報告基準

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第 1 6 条 監査委員は、監査（第 5 条第 1 項第 8 号に定める住民監査請求に基づく監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を作成し、議会、町長及び関係のある委員会に提出するものとする。

2 監査委員は、監査（第 5 条第 1 項第 7 号から第 9 号までの監査を除く。）の結果に基づいて、必要があると認めるときは、結果に関する報告に添え

て意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、審査を終了したときは、意見を町長に提出するものとする。

4 監査委員は、第5条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査を実施したときは、監査結果について請求人に通知するとともに、公表するものとする。

5 監査委員は、前項の監査請求に理由があると認めるときは、議会、町長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

6 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たっては、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

7 前各項の提出及び公表は、監査委員全員の連名で行うものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 本基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等の対象

(4) 監査等の着眼点

(5) 監査等の主な実施内容

(6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 第5条第1項第1号から第5号までの財務監査、行政監査、住民の直接請求に基づく監査、議会の請求に基づく監査及び町長の要求に基づく監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 第5条第1項第6号の財政援助団体等に対する監査 前項第1号か

ら第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(3) 第5条第1項第7号の公金の収納又は支払事務に関する監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が正確に行われていること。

(4) 第5条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった請求に理由があること。

(5) 第5条第1項第9号の町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事実があること。

(6) 第5条第1項第10号の例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(7) 第5条第1項第11号の決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

(6) 第5条第1項第12号の基金の運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、町長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 第5条第1項第13号の健全化判断比率審査 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

(8) 第5条第1項第14号の資金不足比率審査 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、指摘事項又は意見・要望事項が認められる場合は、その内

容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

（合議）

第18条 次に掲げる事項は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査等の計画及び方針の決定に関すること。
- (2) 第5条第1項第1号から第6号まで及び第9号に定める監査の結果に関する報告の決定及び報告に添える意見の決定並びに報告に係る勧告の決定に関すること。
- (3) 第5条第1項第8号に定める住民監査請求に基づく監査の実施及び監査結果に関すること。
- (4) 第5条第1項第11号から第14号までに定める審査に係る意見の決定に関すること。

2 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、町長及び関係のある委員会に提出するとともに公表するものとする。

（公表）

第19条 監査委員は、監査等の結果に関する報告等のうち、第5条第1項第1号から第6号まで及び第8号について、次に掲げる事項を、監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の公表等）

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第4章 補則

(委任)

第21条 本基準の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 本基準は、令和2年4月1日から施行する。

(芽室町監査基準の廃止)

2 芽室町監査基準(平成28年3月11日芽室町監査委員訓令第1号)は、廃止する。